

役場からのお知らせ

戦没者などの遺族へ 第十二回特別弔慰金を支給します

☎️ 福祉課 地域福祉係 ☎️096(232)4913

戦没者などの死亡当時の遺族で、4月1日に「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などの受給権を持つ遺族がいない場合に、特別弔慰金を支給します。

支給対象者

次のいずれかに当てはまる先順位の遺族1人

- ① 4月1日までに援護法による弔慰金の受給権を取得した人
- ② 戦没者などの子
- ③ 戦没者などの父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
※戦没者などの死亡当時における生計関係などにより、順番が入れ替わります。
- ④ ①～③以外の戦没者などの3親等内の親族
※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係がある人に限ります。



詳しくはこちら

支給額

額面 27万5千円(5年償還の記名国債)

申請期限

令和10年3月31日(金)

※期限を過ぎると支給を受けられませんので、ご注意ください。

申請窓口

事前予約制

※福祉課へ連絡をお願いします。また、過去の申請状況などによって必要書類が異なります。予約の際にお問い合わせください。

7～9月の菊陽中学校 体育館使用料が変わります

☎️ スポーツ振興課 スポーツ振興係 ☎️096(288)7877

近年、気温の上昇による熱中症の救急搬送が増えていることを受け、特に気温が高い7～9月の間、菊陽中学校体育館の冷暖房設備を稼働することとしました。

この期間は、施設使用料に加え、冷暖房設備使用料が加算されます。ご理解とご協力をお願いします。

使用料

施設名 (各1面)	施設使用料 (1時間当たり)	冷暖房設備 使用料 (1時間当たり)
体育館(全面)	420円	1,300円
バレーボールコート	210円	600円
バスケットボールコート	210円	600円
バドミントンコート	160円	200円
柔道場	180円	200円
剣道場	160円	200円

※使用時間は、準備、片付けなどの時間を含み、1時間に満たない場合は、1時間とみなします。

※使用者のうち町外者が半数を超える場合は、使用料の3倍額を徴収します。



詳しくはこちら

運動は仲間とすると健康にプラス 健康ウォーキング 参加者募集

☎️ 老人クラブ連合会
(月)水金 午前9時30分～午後3時 ☎️096(232)8638

講師の指導付きで、専用のポール(杖)を使用し、通常の歩行より体の負担を減らして、効率よく運動しませんか。

日時

毎月第1・4(水) 午前10時～11時

場所

総合体育館ランニングコース

対象者

65歳以上の町民

費用

老人クラブ会員 100円/回
老人クラブ会員外 200円/回

持参物

飲み物、タオル

その他

きくよう健康倶楽部ポイントを1回の参加につき、10ポイント付与します。



詳しくはこちら

変更届は14日以内に
世帯の中で社会保険への加入・脱退などがあったときは、税額が変わります。加入・脱退から14日以内に健康・保険課または西部支所に届け出てください。

所得の申告をお忘れなく
国保税の所得割は、前年の所得をもとに計算されます。所得の申告をしていない人は、税額の軽減判定や高額療養費支給額の判定などが行えませんので、必ず申告してください。

所得証明書・課税証明書の発行

令和7年度(令和6年中の所得)の所得証明書・課税証明書などは、6月2日(月)から町民課および西部支所で発行します。

1月2日以降に転入した人の令和7年度の各種税証明書は、1月1日現在に住んでいた市区町村が発行します。

会社などに勤めている人で、町民税が給与から天引きされている人は、会社から通知書が渡されます。

町民税は、1月1日現在、本町に住所がある人に課税されます。1月2日以降に転入した人は、1月1日に住んでいた市区町村から納付書が届きます。

町民税は1月1日現在の住所から課税されます

※令和6年中の収入が遺族年金や障害年金、雇用保険の給付金などの非課税所得だけの人や、無収入だった人でも申告が必要です。

国民健康保険税と町民税 納税通知書を送ります

税務課 住民税係 ☎️096(232)4911



詳しくはこちら

令和7年度も継続 台湾旅行支援事業

☎️ 総合政策課 企画政策係 ☎️096(232)2112

昨年7月から実施している台湾旅行支援事業を、令和7年度も継続して行います。

台湾を訪れ、文化を体験する町民に対して、1人当たり1万円を支援します。

対象者	● 菊陽町に住民登録があること ● 阿蘇くまもと空港発着の航空便を利用すること ● 目的が、観光およびレクリエーションであること ● 要綱に記載する全ての条件を満たしていること
対象期間	～令和8年3月31日(火) ※予算がなくなり次第終了します。
対象路線	熊本＝台北線、熊本＝高雄線
補助額	1人当たり1万円



詳しくはこちら

1世帯当たり3万円、 こども1人当たり2万円の給付金 物価高騰対応重点支援 給付金の申請はお済みですか

☎️ 福祉課 地域福祉係 ☎️096(232)4913

次の対象世帯の世帯主に、3月以降、順次支給に必要な書類を送っています。支給要件確認書や申請書が届いた場合は、返送が必要です。

6月30日(月)までに返送がなかった場合は、支給ができませんので注意してください。

	①住民税均等割 非課税の世帯	②①のうち、 子育て世帯
対象世帯	基準日(令和6年12月13日)時点で菊陽町に住民登録があり、世帯全員が令和6年度住民税均等割非課税の人のみで構成されている世帯	基準日(令和6年12月13日)時点で、平成18年4月2日以降に生まれた子がいる①の対象世帯
給付額	1世帯当たり 3万円	こども1人当たり 2万円*

※令和6年12月14日以降に生まれた子や別世帯で扶養している子がいる人は、別途申請が必要ですのでお問い合わせください。



詳しくはこちら